

熊本県道路交通規則の一部改正について（通達）

熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を改正する規則を本年11月22日に公布し、本年12月1日から施行することとなった。

改正内容等については、下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 改正の趣旨、内容

- (1) タンデム車の一般道路での走行を可能とする規定の新設（熊本県道路交通規則（以下「規則」という。）第13条第1項第1号関係）

ア 趣旨

本県では、これまでタンデム車（2以上の乗車装置及びペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）については、運転者以外の者を乗車させて走行することを自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路でのみ可能としていたが、障がい者団体等からの要望や他県の状況等を踏まえ、一般道路でも走行できるように規定を改正したもの。

イ 内容

自転車に運転者以外の者を乗車させることができる場合に、タンデム車で2人乗り用のものに運転者以外の者1人を乗車させる場合を追加した。

つまり、走行可能となるのは、運転者が2人乗りのタンデム車に運転者以外の者1人を乗車させる場合に限っており、3人乗り以上のタンデム車については、一般道路の走行はできない。

- (2) 運転経歴証明書の申請に係る様式の変更（規則第24条の2第2項関係）

ア 趣旨

本年12月1日に施行される改正道路交通法等により、運転免許が失効した者も運転経歴証明書の交付申請が可能となるなど、運転経歴証明書に関する規定が整備されることに伴い、運転経歴証明書の申請に係る各種様式について改正に対応するために所要の変更を行ったもの。

イ 内容

規則第24条の2第2項で定める運転経歴証明書の交付申請、記載事項変更、再交付申請に係る各様式について所要の変更を行った。

2 添付資料

- (1) 改正文（別添1）
(2) 新旧対照表（別添2）

※ 別添（略）